

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：保健予防諸費

事業名 旧優生保護法一時金支給等事務費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3542)

(子育て支援課 母子保健係) E-mail : c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 720 千円 (前年度予算額) : 707 千円

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	707	707	0	0	0	0	0	0	0
要求額	720	720	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

平成31年4月24日に成立、施行された「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下、「法」という）に基づく都道府県が実施する事務として、制度の周知を行うとともに、一時金請求の受付事務を実施する体制を整備する必要がある。

(2) 事業内容

- 法律、支給手続に関する周知
医療機関、福祉施設等の関係機関や各種団体を通じて、制度の周知を実施する。

- 一時金請求の受付及び関係機関に対する調査

県庁及び保健所、センターに一時金請求に係る相談、受付窓口を開設し対応を行う。請求を受理した際には、請求書に記載のある関係機関に対して請求者の個人記録に関する調査を実施し、調査結果をあわせてこども家庭庁に進達する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国負担 10/10

(旧優生保護法一時金支給等業務事務取扱交付金)

※事務費 720千円のほか、1,179千円を職員人件費に充当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	118	業務旅費
需用費	115	消耗品費
役務費	487	郵送料、電話料
合計	720	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

全国の都道府県で実施

(2) 後年度の財政負担

国が全額を負担

(3) 事業主体及びその妥当性

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に都道府県で事務を行うことが明記してある。

事 業 評 價 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

法において、一時金の請求期限は施行日から5年(令和6年4月23日)とされているため、請求期限を迎えるまでの期間、請求を希望する方の手続を支援するため、周知、相談受付体制の整備を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

旧優生保護法に基づく不妊手術を受けた方からの申請に基づいて一時金を支給する事業であり、目標値を設定することにはなじまない。

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	県相談窓口（県庁及び各保健所・センター）を開設し、制度に関する相談の対応及び一時金請求の受付を実施し、関係機関への調査及び審査・認定を行う厚生労働省への進達を行った。
令和3年度	県相談窓口（県庁及び各保健所・センター）において、制度に関する相談の対応及び一時金請求の受付を実施し、関係機関への調査及び審査・認定を行う厚生労働省への進達を行った。
令和4年度	県相談窓口（県庁及び各保健所・センター）において、制度に関する相談の対応及び一時金請求の受付を実施し、厚生労働省への実績報告を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	地方自治法における第1号法定受託事務に定められており、都道府県の事務として実施する必要がある。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	県庁及び各保健所・センターにおいて、請求者の相談、請求受理の対応を行う相談窓口が整備され、対応が行われている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	県庁を含む12の相談窓口で統一的な対応が行われている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

対象者と考えられる障がい者、高齢者に対する効果的な制度の周知を継続的に実施する必要がある。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

引き続き、制度の周知を実施するとともに、相談受付窓口における対応を行い、法に定める事務を適正に実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	